

- (3) 借入期間 平成16年3月1日から平成20年2月29日まで
- (4) 納入期限 平成16年2月27日
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては48月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）により入札参加資格を有すると認められた者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成16年2月6日午後5時15分までに熊本県土木部土木技術管理室へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札の日時までに提出したもの。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県土木部土木技術管理室（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6057
 - (2) 入札説明書の交付
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 交付期限は、平成16年2月6日とする。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成16年2月13日 午後2時
 - イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
 - (4) 入札書の提出方法
3の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは3の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県土木部土木技術管理室（熊本県庁行政棟本館11階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6057
- 5 その他
 - (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数（48月）を乗じた額の100分の5以上の金額を3の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (2) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
 - (3) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (4) 最低制限価格
設定しない。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札価格に借入期間月数（48月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア

- 又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

熊本県公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字上迎原 3088 番 2、同 3088 番 10 及び同 3091 番 2
1,447.13 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 3091 番地
前崎 りさ

熊本県公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡泗水町大字豊水字上駄飼城 1207 番 1、同 1207 番 2、同大字亀尾字中出 2906 番 2、同 2907 番 1、同 2907 番 3、同 2911 番 2、同 2912 番 1、同 2912 番 2、同 2913 番 1、同 2913 番 2、同字上出 3531 番 1、同 3531 番 2、同 3531 番 3、同 3532 番 1、同 3532 番 2、同 3533 番、同 3534 番 3、同 3534 番 4 及び同 3534 番 6
38,162.22 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水道町 15 番 22 号
熊本県酪農業協同組合連合会

熊本県公告第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字御代志字平の窪 2091 番 8 及び同字地蔵本 1329 番 5
8,039.36 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市江津一丁目 15 番 6 号
株式会社横田産業

熊本県公告第52号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年1月23日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 処分をした年月日
平成16年1月15日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
大勢産業株式会社
熊本市釜尾町 12 番地 2
代表取締役 本多 壽
熊本県知事許可（般-14）第10646号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所の確知ができず、その旨を平成15年12月5日付けで公